

事務事業評価シート

(評価対象年度：平成30年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		泉南市人権教育研究協議会補助事業				②事業番号		7303	
③事業類型		7. 負担金・補助金事業		④開始年度		昭和 45 年度	⑤終了予定年度		年度 ○ 設定なし
⑥根拠法令等		○ 法令	条例	規則	要綱	計画等	その他	法令等の名称: 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
⑦実施手法		直営	全部委託	一部委託	○ 補助・負担	その他			
⑧関連予算科目コード		款	9	項	1	目	5	細目	4
⑨担当部名		⑩担当課名						会計 一般会計	
教育部		人権教育課							

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)		対象指標(対象者数を表す指標)		単位	
① 泉南市人権教育研究協議会		① 会員(教職員・保育士・保育教諭)		人	
②		②			
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)		活動指標(活動の量を表す指標)		単位	
活動補助金を交付する。(泉南市人権教育研究協議会の活動内容)		① 全体会等の実施回数		回	
①全体会:総会・夏季研究集会・秋季研究集会・全体学習会		②			
②運営委員会		③			
③専門部会					
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)		成果指標(意図の達成度を表す指標)		単位	
教職員・保育士・保育教諭による、人権教育の指導方法及び効果的な教材の開発などの研究等を行うことにより、人権が尊重される社会づくりに向けた行動のできる幼児児童生徒の育成を図る。		① 研究会等に参加して有意義だったと感じる参加者の数		%	
		計算式 有意義だったと感じる参加者の数÷アンケート提出者数×100			
		② 計算式			
		③ 計算式			
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)		総合計画体系上の位置付け			
教職員・保育士・保育教諭の人権意識及び指導技術の向上を図ることによって、一人ひとりの幼児児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながる。		政策(章) 1 すべての人が尊ばれ、その個性が発揮できるまち			
(1—2—1—3)男女平等教育の推進		施策大(節) 1 市民すべてが平和を希求するとともに、互いの存在を尊重し信頼しあい、いかなる差別もなく、一人ひとりが大切にされる人権文化のまちをめざします			
(1—3—1—2)人権保育教育の推進 と接続		施策中 1 基本的人権の尊重			
		施策小 1 人権啓発・人権教育の推進			

〔2〕各種指標値、事業費の推移

指標名		単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	指標値の推移における 特殊要因などの説明
対象指標①	会員(教職員・保育士・保育教諭)	人	502	488	480	471	—	
対象指標②								
活動指標①	全体会等の実施回数	回	32	32	34	30	30	—
活動指標②								
活動指標③								
成果指標①	研究会等に参加して有意義だったと感じる参加者の数	%	87	90	88	90	90	
成果指標②								
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.09	0.09	0.09	0.09		事業費などの推移における 特殊要因などの説明
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	人件費(投入人員×単価)	千円	718	723	730	730		
	直接事業費	千円	760	760	760	1,000		
財源内訳	総事業費	千円	1,478	1,483	1,490	1,730		R1年度に開催される 大阪府人権教育研究 泉南大会の大会 事務局として、運営 にかかる補助負担を する必要があるため。
	国庫支出金	千円	0	0	0	0		
	府支出金	千円	0	0	0	0		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
一般財源		千円	1,478	1,483	1,490	1,730		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	法令の策定、人権侵害事象の生起などにより、1970年に前身の泉南市同和教育研究協議会が発足した当時から補助を行っている。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	「調整区解消に係る基本方針」にある調整区解消の具体的施策として、さまざまな社会的機関における取組みの強化が掲げられている。当該協議会はその中にある人権尊重を基軸に活動し人権啓発を推進する市民組織6団体(人権6団体)の一つである。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価 **A**

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	泉南市内全ての公立保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校において、人権が尊重される社会づくりに向けた行動のできる幼児児童生徒を育成することが、人権啓発・人権教育の推進につながる。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	地方公共団体には、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務がある。人権教育・保育の研究等を行う団体に市として補助をすることは、前述の施策に相当する。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	泉南市内全ての公立保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の教職員・保育士・保育教諭が会員として人権教育・保育の研究等を進めることで、全市民的な人権教育・保育の推進につながっている。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	人権教育・保育基本方針等具体化の為、人権6団体の一つである本協議会で情報収集や取組交流等を行う事は重要。また、「調整区解消に係る基本方針」の「『差別は許さない』という社会的動向をつくる」ことを進める上でも必要である。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価 **A**

⑤期待どりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	泉南市人権教育研究協議会の研究を基にした教育・保育の実践が、市内の保育所・幼稚園・小学校・中学校で行われている。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができますか。)	ア. ある イ. ない	具体的な授業プラン・保育プランを考えることで、市内での実践を積み重ねることができる。また、市内にある私立保育園・私立幼稚園にも参加を求めることで、人権教育の全市民的な展開を進めることができる。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	教職員・保育士・保育教諭による人権教育・保育の研究等を進めている団体は、当該協議会だけである。人権6団体の一員として総合政策部人権推進課所管各団体と連携を図っている。

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価 **A**

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費+人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	現段階でも、講師の選定、他市町村研究団体や人権6団体との共同研究等でコスト削減を図っており、これ以上の削減は市内の人権教育・保育の推進を妨げることになる。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	事業内容から不適切であると考えられる。

4. 総合評価

総合評価	評価(A~D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 事業の進め方に改善が必要 C: 事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	すべての人が尊ばれ、その個性が発揮できるまちを目指す本市で、これからの住民となる子どもたちへの人権教育・保育を進めることは必須であり、本協議会での人権教育・保育の更なる研究が必要である。	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

A	ア. 現状のまま継続 イ. 見直しのうえで継続 ウ. 終了 エ. 休止 オ. 廃止 (____ 年まで) (____ 年から) (____ 年から)	<今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)
①改革、改善の具体案、実施年度など		—
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策		—